

第36回みなと八代フェスティバル2026 運営補助業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「第36回みなと八代フェスティバル2026」運営補助業務委託について、最も業務遂行に適している事業者を選定するために実施する公募型プロポーザル審査に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 業務委託概要

(1) 委託業務名

「第36回みなと八代フェスティバル2026」運営補助業務

(2) 業務内容

本業務において委託する業務の詳細については、「第36回みなと八代フェスティバル2026」運営補助業務委託仕様書のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 委託上限金額

5,900,000円（消費税及び地方消費税含む）

※委託料の支払方法については、契約時に協議して決定する。

2. 参加資格

本手続きに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、次にあげる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例52条）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3. 基本事項

提案に係る基本事項は以下のとおりとする。

- (1) 事前説明会は行わない。
- (2) 本提案に係る経費は提案者負担とする。
- (3) 複数の応募又は、複数の事業計画を提出することはできない。
- (4) 提出書類提出期限後の書類の追加・修正・差替えはできない。
- (5) 本審査は、書類審査による審査を行う。
- (6) 審査結果については個別に通知する。
- (7) 提案者が1社の場合でも審査を行い、必要な条件を満たさなければならない。
- (8) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (9) 見積金額が提案限度額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。
- (10) 事務局から提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、第三者に対して情報提供することも禁止する。

4. スケジュール

	項目	募集期間	様式等	提出方法等
1	公募開始	令和8年7月13日(月)		八代市HPに掲載
2	質問受付	令和8年7月13日(月) ～ 7月17日(金) ※午後5時必着	様式1	電子メール
3	質問回答	※随時、回答する。		
4	提出書類の提出	令和8年7月27日(月) ※午後5時必着	様式3～7 企画提案提出書 他添付書類	持参又は郵送
5	プレゼンテーション	令和8年7月31日(金)		
6	審査結果の通知	令和8年8月3日(月)		電子メール
7	契約締結	審査結果の通知後速やかに行う		

5. 書類の提出

提出書類は以下のとおりとする。各様式に従い、期限内に必要な書類を本要領「10. 問合せ及び提出先」に記載する提出先に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案提出書等

- ア 企画提案提出書（様式3）・・・・・・・・・・・・・1部
- イ 提案者の概要書（様式4）・・・・・・・・・・・・・1部
- ウ 同種又は類似業務の受注実績表（様式5）・・・・・・・・・・・・・1部
業務の実績については、委託契約書の写しを添付すること。
- エ 企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・5部
別添「業務委託仕様書」及び「審査基準」を参照の上、提案すること。なお、本事業の趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えない。
- オ 業務実施体制調書（様式6）・・・・・・・・・・・・・1部
- カ 工程表（任意様式）・・・・・・・・・・・・・1部
- キ 見積書及び明細書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・1部
- ク 誓約書（様式7）・・・・・・・・・・・・・1部
- ケ 国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等・・・・・・・・1部
未納がないことの証明については、提出日から遡って3か月以内に発行されたものとする。

(2) 提出期限

令和8年7月27日（月）

※ただし、土・日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は、郵送（提出期限必着）にて提出すること。

(4) 提案者が共同企業体となる場合の留意事項

提案者が共同企業体となる場合は、次のすべての要件を満たすこと。

- ①運営上の責任の明確化を図るため、構成員の数はできる限り少数とし、構成員の組合せは、法人等によるものとする。
- ②代表者は、構成員のうち出資比率が最大となる者とし、出資比率が同等の場合は、管理の主たる業務を行う構成員とする。
- ③単独で申し込んだ法人等が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- ④提出書類提出後の構成員の変更は認めないものとする。

(5) その他

提出書類提出後に辞退する場合は、令和8年7月29日（水）までに参加辞退届（様式2）を提出すること。

6. 質問事項の受付及び回答

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：令和8年7月13日（月）から令和8年7月17日（金）まで
- (2) 受付方法：質問書（様式1）を事務局あてに電子メールで提出すること。
- (3) 回答方法：質問事項の回答については、すべての質問事項について八代市ホームページへ随時掲載する。

7. 審査方法

別紙「審査基準」により、第36回みなと八代フェスティバル2026運営補助業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による審査を行うものとする。

審査の対象となる者（以下、「審査対象者」という。）は、提出書類を提出した者のうち、参加資格を有することが本市から認められ、期限内に提出書類を提出した者とする。

ただし、「2. 参加資格」に掲げる要件を満たさないと判断された場合は、その提出書類は審査から除外する。

(1) 事務局審査

別紙「審査基準」に基づき、事務局において行う。

(2) 選定委員会による審査（プレゼンテーション、質疑応答）

①実施日

令和8年7月31日（金）実施予定

※実施日や開始時間、会場等の詳細は別途通知する。

②出席者

プレゼンテーションを行う出席者は、本業務に携わる管理責任者を含め3名以内とする。

③実施順、発表時間

プレゼンテーションは、提出書類の受付順で実施するものとし、1者あたりの時間は25分程度とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

④審査内容

選定委員会は、審査対象者からのプレゼンテーション及び提出書類に関する質疑応答を実施し、提案内容の審査を行うものとする。各委員の合計点の平均点と事務局審査の点数の合計を審査対象者の得点とし、得点が最も高い者を受託候補者として選定する。ただし得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

⑤審査結果

審査結果は、速やかに提出書類に記載された電子メールアドレス宛てに通知するとともに、八代市ホームページにて公表を行う。

なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

⑥その他

- ・ モニター1台及び HDMI ケーブル1本は事務局で用意するものとし、その他必要な機材は参加者が持参し、機材の操作等を行うこと。
- ・ 公平性確保のため、参加事業者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できない。

8. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出書類は、受託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、八代市情報公開条例等の法令に基づき、情報公開することがある。

9. その他

- (1) 今回のプロポーザルに参加するための一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者や、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等を行った者は失格とする。
- (3) 審査結果に関する質問、異議申し立ては受け付けない。
- (4) 受託候補者の選定後、細部を協議のうえ、業務委託契約を締結する。

10. 問合せ及び提出先

みなと八代フェスティバル実行委員会

(上記事務局は、八代市経済文化交流部港湾・クルーズ振興課内に設置)

〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市役所4階

TEL 0965-33-8777 FAX 0965-33-4516

担当者電子メール: minato@city.yatsushiro.lg.jp